

部門編修規程細目

(目 的)

第1条 本細目は、部門誌に掲載する論文、資料および研究開発レター（以下論文等という）の投稿および審査に関連する必要な事項の細目を定める。

(投稿者の資格)

第2条 本会会員だけでなく、非会員からの投稿も受け付ける。

2. 論文等の投稿は、原則として個人名に限られ、また個人投稿のときの共同投稿者の人数に制限はないが、「電気学会論文誌への投稿手引」に掲載された所定の条件に適合する場合は、グループ名をもって投稿することもできる。

(投稿論文等のページ数)

第3条 論文および資料の刷り上りページ数は6ページ以内を原則とするが、追加8ページまでは認められる。

2. 研究開発レターの刷り上りページ数は2ページ以内とする。

(論文担当幹事)

第4条 投稿された論文には、論文担当幹事1名を当該論文委員会グループの副主査・幹事の中から選定する。

2. 論文担当幹事は当該論文について、査読者2名の査読結果をとりまとめ、その結果を主査に報告する。
3. 論文担当幹事は、自分が査読者となった場合を除き、当該論文の査読は行わない。

(査読者)

第5条 論文等の査読は、論文委員会を通じて、論文および資料の場合は2名の査読者に、また研究開発レターとして投稿された場合は1名の査読者にそれぞれ委嘱してこれを実施する。

2. 論文等の査読を担当する査読者名および査読内容は公表しない。
3. 査読者は、論文等の内容を掲載前に外部に漏らしてはならず、また照会に際しては、投稿者に対して行き過ぎた研究指導やこれに類する行為を行ってはならない。

(招待論文)

第6条 部門編修委員会は、本学会に益すると認められる主題について論文題目を指定し、適任者を選定して招待論文の投稿を要請することができる。ただし、招待論文にも論文と同一基準の査読を実施し、掲載の可否の判定を行う。

(解説論文)

第7条 部門編修委員会は、本学会に益すると認められる主題について題目を指定し、適任者を選定して解説論文の投稿を要請することができる。解説論文にも論文と同一基準の査読を実施し、掲載の可否の判定を行うが、「部門共通規程」第3章編修第3条第1項(3)に定める「有用性」については、次の(1)(2)(3)項の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 対象とする研究および技術動向が客観的に充分記述されていること。
- (2) 対象とする研究分野の研究者および技術者にとって充分有益な内容であること。
- (3) 関連する重要な参考文献が適切に引用されていること。

(査読期間)

第8条 査読者は、論文および資料については査読を依頼された日から1か月以内に、また研究開発レターについては2週間以内に、論文投稿査読システムを介して査読結果を論文委員会に報告しなければならない。

2. 照会に応じて再提出された論文等に対しても、本条1項を適用する。

(査読進捗状況の問い合わせ)

第9条 論文等の投稿者は、投稿した論文等の査読結果が長期間、通知されない場合は、その論文等の査読進捗状況を本学会編修出版課に問い合わせることができる。

2. 投稿者からの審査遅延の問い合わせに対しては、部門編修委員会は速やかにこれを調査し、その結果を投稿者に通知しなければならない。

(誌上討論および討論論文)

第10条 掲載された論文等について誌上討論を行う場合は、次の手続きに従う。

- (1) 討論者からの寄稿は、論文委員会が内容を検討したうえ、原論文等の著者に回答を依頼する。
- (2) 原論文等の著者からの回答は、論文委員会が内容を検討し、討論者に送付し了解を求める。
- (3) 以上の措置が完了した討論および回答は、速やかに、両者同時に掲載するものとする。

2. 本学会が主催もしくは共催する各種大会等で発表された内容を論文等として投稿する場合は、各部門が定める手続きにより、書面の討論を付けて投稿することができる。

(異議申し立て回数の限度)

第11条 返送の処置を受けた論文等に対する異議申し立ては、同一論文について2回を限度とする。

(付則)

1. 本規程細目は平成3年4月25日、理事会において承認制定。
2. 平成10年4月14日、編修会議において改正、同日より施行。
3. 平成12年4月12日、編修会議において改正、同日より施行。
4. 平成19年6月22日、編修会議において改正、同日より施行。
5. 平成22年9月30日、編修会議において改正、同日より施行。
6. 平成25年1月24日、編修会議において改正、平成25年3月1日より施行。